「東京メトロ」事件

知財高裁平成19年9月27日判決 平成19年(行ケ)第10008号 審決取消請求事件 キーワード:商品性

無料で配布される新聞(所謂フリーペーパー)が商標法上の「商品」に該当すると判断された事案。

「事案の概要]

「東京メトロ」の文字を標準文字で書してなり、第16類「新聞、雑誌」を指定商品とする原告の登録第4609287号商標に対し、被告が、商標法50条1項に基づいて、商標登録の取消しを求める審判を請求したところ、特許庁は、本件商標の商標登録を取り消す旨の審決をしたため、その審決の取消を求めた事案である。

「審決の判断]

審決は、無料で配布される新聞は、他人の広告を掲載し、頒布するために用いられる印刷物にすぎないものであって、市場において独立して商取引の対象として流通に供されたものとは認められないから、本件審判の請求に係る指定商品「新聞、雑誌」のいずれにも含まれない商品というべきであると判断した。

[裁判所の判断]

裁判所は、「本件新聞のような無料紙は、配布先の読者からは対価を得ていないが、記事とともに掲載される広告については、広告主から広告料を得ており、これにより読者から購読料という対価を得なくても経費を賄い、利益が得られるようにしたビジネスモデルにおいて配布されるものである。したがって、読者との間では対価と引換えでないとしても、無料紙を広告主に納品し、あるいは読者に直接配布することによって広告主との間の契約の履行となるのである。現に、本件新聞の創刊号は広告依頼主に商品として納品されているのであり、このような形態の取引を無料配布部分も含めて全体として観察するならば、商取引に供される商品に該当するということができる。」と述べ、審決を取消した。

弁理士 土生 真之